

# 外ヶ浜町における新型コロナウイルス感染症に伴う助成金・給付金等のご案内

外ヶ浜町新型コロナウイルス対策本部  
電話0174-31-1111  
令和2年5月21日現在

助成金・給付金においてお問い合わせの多いものを掲載しています。全ての支援メニューを網羅するものではありませんので、ご注意ください。最新情報や詳しい内容などは、それぞれの相談窓口にご相談ください

対象・内容		利用可能メニュー及び概要		相談窓口	
個人向け	生活支援	休業等により収入が減少し家計が維持できない場合	貸付 緊急小口資金（主に休業された方向け） 貸付上限 10万円（特別な場合は20万円） 据置期間：1年以内、償還期限：2年以内	青森県社会福祉協議会 電話017-723-1469	
		収入の減少や失業等で家計が維持できない場合	貸付 総合支援資金（主に失業された方向け） 貸付上限 単身15万円/月 複数20万円/月 据置期間：1年以内、償還期限：10年以内		
		離職等で住居を失った・失うかもしれない場合	給付 住宅確保給付金 給付上限 29,000円 支給期間 原則3か月		東地域自立相談窓口 電話017-752-1888
		住民に一律給付	給付 特別定額給付金 令和2年4月27日基準日で住民基本台帳に記録のある方1人あたり10万円を給付。8/14まで		外ヶ浜町役場総務課 電話0174-31-1111
		児童手当対象者に一律給付	給付 子育て世帯への臨時特別給付金 令和2年3月または4月の児童手当対象児童1人あたり1万円を給付します。		外ヶ浜町役場福祉課 電話0174-22-2941
事業者向け	休業補償	事業活動縮小を余儀なくされた事業所が従業員を休業させる場合	助成 雇用調整助成金（コロナ特例） 休業等助成上限 1人あたり8,330円/日 助成率は、企業規模・雇用状況で変動。	青森労働局 電話017-721-2003	
		県の休業要請に協力し、対象施設を休業する場合	助成 青森県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金 対象施設を4/29～5/6まで休業した事業者に対し、法人30万円、個人事業主20万円を支給。	青森県商工政策課 電話0120-917-886	
	資金繰り	売上が前年同月比で減少し、資金繰りのために融資を受けたい	融資 セーフティーネット貸付 4号・5号・危機関連保証 4号：100%保証、前年比20%以上売上減少 5号：80%保証、前年比5%以上売上減少 危機関連保証：100%保証、前年比15%以上売上減少	融資のご相談は各金融機関へ	
		売上が前年同月比で50%以上減少した場合	給付 持続化給付金 売上が前年同月比50%以上減少した事業者に、法人200万円、個人事業者100万円を支給。	青森商工会議所 電話0570-077-866	
		店舗の感染症対策経費の支援を受けたい場合	補助 店舗向け新型コロナウイルス感染予防対策補助金 外ヶ浜町内の小売・宿泊・飲食・理美容などの店舗の感染予防用品の購入費用を補助。上限20万円	外ヶ浜町産業観光課 電話0174-31-1228	